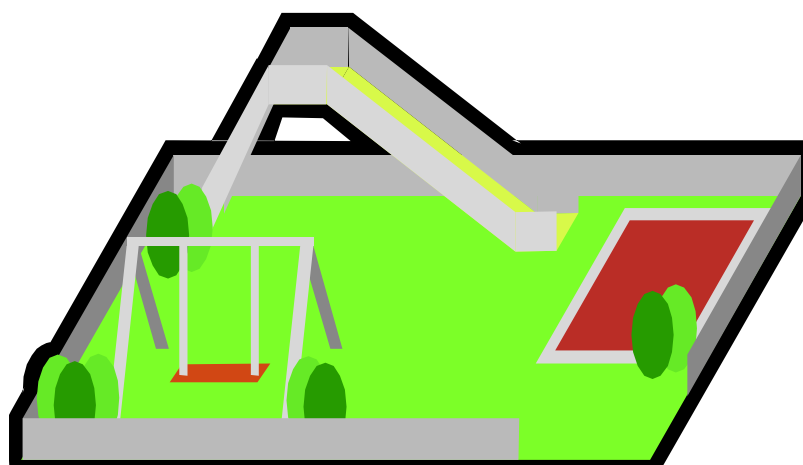


魚沼市公園・広場等再編計画



平成26年3月

魚 沼 市

目 次

はじめに	1
1 目的	2
2 現状と課題	
(1) 市が設置又は管理する公園・広場等の現状	3
(2) 利用形態別施設の現状	3
(3) 管理運営上の課題	5
3 基本的な考え方～見直しの視点～	6
4 具体的な取組み	
(1) 都市公園	9
(2) その他の都市公園	10
(3) 河川・砂防公園	10
(4) 地区の公園・広場	10
(5) 観光公園・広場	10
(6) 公衆便所	10
公園広場等 施設調整方針一覧表	11
5 施設再編の進め方	19
6 施設再編後の施策展開	19

はじめに

本市は、平成16年11月に北魚沼6町村の合併により誕生しました。「究極の行政改革」と言われる自治体合併から8年が経過したものの、『サービスは高く、負担は低く』とする合併時の調整方針に基づく対応や、地域の均衡ある発展を目指したこともあり、合併によるスケールメリットが市民から目に見えて表れにくい状況にあります。

財政的に厳しい局面を迎えている本市にあって、公共施設の再編は喫緊の課題であり、行政の効率化に向けた各種の取組みへの強化が急務となっています。

本市では、現在「合併特例法」による財政支援の一つとして、普通交付税が約30億円程度積み増しされております。この特例は平成26年度をもって段階的に失効することになるため、今後残された短い期間内に“身の丈にあった”市政運営を確立しなければなりません。

そのため、現在管理している数多くの公園や広場について、維持管理費の圧縮に向けて管理形態の見直しを進める必要があるほか、将来予測に基づく配置の整理や機能の集約化を急がなければなりません。

特に、治山事業や河川改修事業等に関連して整備された公園が、豊かな自然環境に囲まれた本市において、将来にわたってニーズがあるのか、また、農村総合整備事業等により市内各所の集落に整備された地区広場やゲートボール場が今後も必要とされるのかなどについて、検証を進める必要があると考えます。

公園や広場は、それぞれの機能や規模、建設地に応じた役割を期待して整備されてきましたが、施設の設置時と比べ受益者層の変化による利用者数の減少や、施設の老朽化も見受けられることから、早急に施設の再編を進めるとともに、未来に向けて持続できる魚沼市を目指して、次世代への負担の軽減に努めなければならないと考えます。

1 目的

本市は、豊かな緑と優れた自然環境に恵まれ、四季折々に風光明媚な景色を見せてくれることから、市内には「尾瀬国立公園」と「越後三山只見国定公園」が指定されているほか、県立の「奥只見レクリエーション都市公園」や市立の「月岡公園」などの都市公園、集落等に設置された「農村公園」や「児童遊園」、「地区広場」など、人工的に整備された公園・広場等が数多く存在しています。

これらが整備された背景には、地域の個性を活かした市民のふれあいや憩いの場などを提供するものとして、目的に応じた公園緑地政策にそれぞれ県や合併前の旧町村が別々に取り組んできたという事情があります。

これは、「ものの豊かさから心の豊かさ」への転換を図る中で、真の豊かさを実感できる快適な生活環境の整備にあたり、都市緑化の推進は不可欠であるとした国の動向に大きく起因しています。

本市では、都市公園に限ってみても、1人当たりの平均公園面積が21.8㎡であり、全国平均の9.8㎡、新潟県平均の12.5㎡（いずれもH23年度末の数値）に比べ高い数値になっています。さらに、その他の公園や広場を加えると24.8㎡と新潟県平均の約2倍となっています。

公園・広場等は、余暇活動や健康増進の場として国民・市民の福利厚生に寄与するほか、環境保全や景観美化を形成する役割を持っていますが、豪雪地である本市においては、その利用可能期間が限定されることや、きれいな水と緑に囲まれている自然環境にあることなどを踏まえ、これらのあり方について、考え方を整理しなければなりません。

また、公園・広場等は、維持管理に多額の費用を伴っていることもあり、人口減少が急速に進行している状況にあって、各施設の役割と将来の需要を見据えた中で管理運営の見直しが急務となっています。

一方で、これからの公園・広場等のあり方を考えるうえで、生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場、さらには災害時の避難場所としての側面なども考慮しながら、良好な生活環境を形成するために果たしている機能などについても、改めて検証する必要があります。

この計画は、市が設置又は管理している公園・広場等^{※1}について、自然公園等との機能分担や相互の位置付けを確認しつつ、今後の市民の余暇活動などの需要への影響に配慮しながら、次の世代の負担軽減に向けた適切な配置と運営の方策を示す目的で策定しました。

2 現状と課題

(1) 市が設置又は管理する公園・広場等の現状

現在、市内には公園・広場等が114箇所に設置されています。そのうち、指定管理者制度を導入している施設が9箇所、自治会等への管理委託施設が59箇所、市の直営管理施設が46箇所となっています。

これら多くの施設は、合併前の旧町村でそれぞれ整備・管理されてきたもので、その中には、施設の受益範囲や配置の基準が明確でないものや同種の施設を複数持つ地区もあります。また、現状では市全体として管理形態が統一されているとはいえません。

(2) 利用形態別施設の現状

公園・広場等はその目的と用途が分かれており、市の担当所管別に管理をしています。その中には社会情勢の変化などにより、整備時の設置目的や施設の機能に見合った利用実態がないものなどもあります。管理の見直しにあたり、公園・広場等を利用形態別に「都市公園」「その他の都市公園」「河川・砂防公園」「地区の公園広場」「観光公園・広場」「公衆便所」の6分類で整理集計し、現状を把握しました。

※1 【公園・広場等】本書においては、市が設置又は管理している都市公園、河川公園、農村公園及び地区の広場のほか、公衆便所を見直しの対象とするものです。自然公園法に規定する公園及び県立の奥只見レクリエーション都市公園は見直しの対象に含みません。

■公園・広場等利用形態別施設一覧

地区名	種別	箇所数	総面積(m ²)	H23 年間延 利用者数(人)
【都市公園】		9	341,176	58,600
堀之内	総合公園	1	110,400	25,500
小出	総合公園	1	222,066	14,700
	街区公園	1	1,200	10,800
湯之谷	児童公園	6	7,510	7,600
【その他の都市公園】		8	107,644	13,500
堀之内	街区公園	1	6,000	2,000
広神	緑地公園	3	89,056	9,100
	地区公園	4	12,588	2,300
【河川・砂防公園】		16	137,935	6,000
堀之内	河川公園	3	2,840	500
小出	河川公園	4	62,744	4,100
湯之谷	河川公園	2	15,980	300
広神	砂防公園	4	34,045	800
守門	河川公園	1	1,100	100
入広瀬	河川公園	2	21,226	200
【地区の公園・広場】		48	168,754	38,300
堀之内	農村公園、ゲートボール場等	7	14,947	6,400
小出	農村公園、ゲートボール場等	10	30,885	6,700
湯之谷	農村公園、ゲートボール場等	13	59,598	9,600
広神	農村公園、ゲートボール場等	4	45,690	5,400
守門	農村公園、ゲートボール場等	11	13,919	9,400
入広瀬	農村公園、ゲートボール場等	3	3,715	800
【観光公園・広場】		16	713,593	26,500
堀之内		1	3,842	0
湯之谷		6	416,058	16,000

守 門		2	234,909	1,900
入広瀬		7	58,784	8,600
【公衆便所】		17	715	—
堀之内	公園設置以外の便所	3	89	—
湯之谷	公園設置以外の便所	10	517	—
広 神	公園設置以外の便所	2	29	—
守 門	公園設置以外の便所	2	80	—
合 計		114	1,469,816	142,900

(3) 管理運営上の課題

市内には様々な種類の公園・広場等が多数設置されていますが、各地区の施設配置にはそれぞれ違いがあります。個々の施設においては、利用者が限定されたもの、利用率が極端に少ないもの、特殊事情を抱えるものなど個別課題を抱える施設も存在します。また、用地を借地としているものがあり、恒常的に財政負担が続くという課題もあります。

これらの課題に加え、合併前の旧町村の整備時における個別事情や国庫補助金等の処分制限^{※2}により、統一的な管理運営が困難な状況にあります。このため、利用形態別に施設の管理方法を整理し、効率的な管理をすることによって、維持管理コストの軽減を図っていく必要があります。また、将来需要を見据えて、計画的かつ柔軟に長期の管理運営方針を検討していかなくてはなりません。

一方、これらの施設については、地域資源として捉え、その独自性と特色を活かし、効果的に利用の促進を図っていくことも、これからの大きな課題のひとつと言えます。

※2 【処分制限】 国庫補助金等を財源にして建設した施設については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、管理や処分について制限が設けられています。通常、施設を処分する場合には、同法のほか政省令等により、耐用年数を経過、又は、補助金の残存価格相当分を返還することなどが条件とされています。

3 基本的な考え方 ～見直しの視点～

現在、公園・広場等の管理全般にわたって、また、個別の施設ごとに課題を抱えています。これらの課題を解決するには、本来の設置目的を確認するとともに、将来の需要を予測しながら再編に向けた考え方を整理していく必要があります。

市が設置・管理している公園・広場等は、その数が多いこともさることながら、いずれも合併前の旧町村がそれぞれの計画の下で整備してきたため、合併後の一つの自治体としてみると、配置のバランスや機能の重複などの面から、望ましい配置や適切な役割分担がなされているとはいえません。

また、人口の減少や余暇活動の多様化などにより、施設の整備時と現在とでは求められる機能や規模も異なってきたものと考えます。

このため、施設の状態や利用実態の検証などをはじめ、以下の視点により今後のあるべき施設の配置を検討しました。

(1) 管理形態の見直しを進めること

市内には、都市公園をはじめとして様々な種類の公園・広場等が存在していますが、いずれも合併前の旧町村単位で整備され、それぞれの方法で管理されてきたこともあり、管理形態が統一されていません。

また、時間の経過とともに、施設の周辺環境や利用状況などに変化がみられるケースもあり、現在の利用や管理の実態が整備当初の目的や計画内容からかけ離れているものも存在します。

そうした施設にあっては、利用実態に応じた管理の所管替を行うほか、維持管理コストの軽減に向けて維持管理手法を統一化するなど、管理形態の見直しを行うこととします。

加えて、受益者が広範囲にわたる施設などにおいて、直営以外の方法でコスト軽減を図ることができるものや複数施設を包括的に管理した方が効率的なものについては、積極的に指定管理者制度の導入を進めることとします。

なお、受益者が特定の地区の市民に限定されている施設については、当面は地区（地元）への無償管理委託としつつ、地元に対して譲渡に向けた協議を行うこととし、将来にわたって利用が見込めない施設にあっては、用途廃止を進めることとし

ます。

利用形態	今後の管理のあり方（例）
地区住民に限定	地元へ譲渡又は無償管理委託
不特定かつ広範に利用	指定管理者制度
市民の一般利用が不可	用途変更・所管替
利用が近隣施設に分散	機能集約・統廃合
利用実態なし	廃止・撤去

(2) 施設配置の見直しを進めること

公園・広場等の中には、受益範囲や配置の基準を明確にしないまま施設整備が進められたものがあり、同じ地区内に同種の施設が複数存在しているところも見受けられます。

また、過疎化や少子化の傾向が顕著なことに加えて、高齢者の余暇活動の多様化や行動範囲の広域化に伴い、ゲートボール人口の減少傾向が続いていることなどの要因により、地元市民からの利用が低迷している（あるいは利用がない）施設もみられます。

このため、将来需要の予測と併せて他地区との施設配置の均衡を考慮しながら施設や設備の必要性について判断するとともに、同種・類似施設の機能集約と統廃合を進めることとします。

公園・広場の種別	主な利用範囲	今後の望ましい配置	備考
総合公園（都市公園）	広範・不特定	旧町村区域に1箇所以内	
街区公園（都市公園）	市内・不特定	現行どおり	
緑地公園	市内・不特定	現行どおり	
河川公園	市内・限定的	利用実態により判断	
砂防公園	地区・限定的	利用実態により判断	
地区の広場・児童遊園	地区・限定的	自治会に1箇所以内	農村公園含
休憩所	広範・不特定	利用実態により判断	
公衆便所	地区・限定的	利用実態により判断	一部例外有
その他の広場・公園等	地区・限定的	利用実態により判断	

(3) 借地を解消すること

公園・広場等の中には、敷地を長期にわたって借地としているものもあり、経常経費の負担を引き上げている一因となっています。

このため、利用者が広範にわたる公園・広場等で、かつ、将来にわたって存続させるべきである施設が借地である場合には、計画的に土地を取得することとします。

特に、地区の広場等にあつて借地料を地元自治会等で負担している場合については、市が用地を取得した後に施設そのものを地元自治会に譲渡することとします。

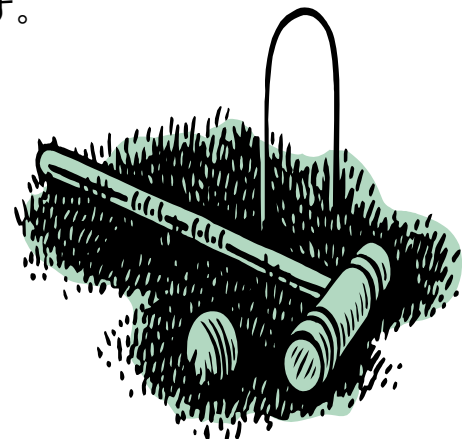
また、利用実態がなく（あるいは利用が低迷しており）今後も利用が見込まれない公園・広場等の用地が借地である場合については、当該施設を廃止し借地を返却することとします。

(4) 種類に応じた公園の特色を示すこと

旧町村区域ごとに、あるいは自治会・集落ごとに地域の特色や特性がそれぞれ異なっているように、大規模な公園と地区の広場では、受益範囲はもちろんのこと、施設の使われ方も大きく異なります。また、設置されている地区によって利用実態や施設機能も少なからず異なっています。

今後、全市民を利用対象としている大規模な公園は、その立地条件から利便性が高いうえに、施設規模が大きく多くの機能を有していることから、市民の憩いの場所としての利用の促進はもちろんのこと、観光資源としても利用いただけるよう、適切な管理と活用に努めることとします。

また、地区の広場については、「民間でできることは民間で」や「地域でできることは地域で」の考えに基づき、施設の機能集約と統廃合を進めながら、施設の独自性と特徴を活かした管理を行っていくこととします。



《ポイント》

- ◆ 施設の特徴を活かし受益範囲に合わせた適正な配置と管理
- ◆ 将来需要を見据えた機能の集約
- ◆ 利用形態に沿った目的の見直し
- ◆ 借地の解消
- ◆ 「民間でできることは民間で」「地域でできることは地域で」

4 具体的な取組み

次の世代に安心して引き継げる魚沼市を形づくるためには、第2次魚沼市集中改革プランに示されているように、平成27年度までに具体的な再編を完了させなければなりません。

市民の憩いの場、やすらぎの場として残していくために、それぞれの特性を生かした管理運営を目指すこととして、公園・広場等を次のカテゴリ一別に区分し、再編を進めることとします。

(1) 都市公園

都市公園のうち総合公園である月岡公園と小出公園については、市内外を問わず不特定多数の利用増進を目的として多額の資金を投じて整備された大規模な施設であることから、より一層のサービスの充実を図るため、指定管理者による維持管理へ移行します。なお、いずれの公園も立地環境、設備及び植栽等のそれぞれの特色を活かしつつ、県立奥只見レクリエーション都市公園との機能分担を図っていくこととします。

また、街区公園については、地区住民に利用者が限定され地元に着している施設であるため、原則として地元への無償又は有償での管理委託を進めます。

(2) その他の都市公園

その他の都市公園については、都市公園法の規定により廃止や処分ができない施設であるため、原則として現行どおりの維持管理を継続することとし、さらなる経費の縮減を目指します。

(3) 河川・砂防公園

河川・砂防公園については、地区住民を中心とした利用者に利用が限定される施設であるため、原則として地元への無償又は有償での管理委託をすることとし、著しく利用が少ない又は今後も利用が見込めない公園については、閉鎖に向けて国県と管理協定の見直しを協議します。

(4) 地区の公園・広場

地区の公園・広場に関しては、地区住民に利用者が限定され地元に着している施設であるため、原則として当面は現行どおり地元への無償管理委託を継続することとし、処分制限がなくなった施設については、順に地元に対して譲渡に向けた協議を行っていきます。

また、将来にわたって利用が見込めない場合は、用途廃止を進めていきます。

(5) 観光公園・広場

観光施設として整備した公園・広場のうち、来客数が極めて少ない施設、有効な利活用が図られていない施設に関しては、今後の財政負担を抑制するため、用途廃止及び施設の解体を進めていきます。

また、現在、指定管理者制度で管理している施設に関しては、現行どおり指定管理者による管理を継続します。

(6) 公衆便所

公衆便所については、生活環境や自然環境を保全する役割を担っており、周辺環境の美化と併せて常に施設を清潔に保っておく必要があることから、施設を効率よく衛生的に管理するため、地域ごとに管理業務を包括的に委託します。

また、老朽化の進行や立地環境などの条件により、利用が極めて少ない施設については、地元と協議のうえ、順次廃止し解体を進めていきます。

【公園・広場等 施設調整方針一覧表】

No.	種別	施設名	所在旧町村名	年間延利用者数(H23)	管理形態	敷地面積(m ²)	H24予算額(円)		借地	建設年	特記事項	調整パターン	調整方針
							委託料	その他					
1	1	月岡公園	堀	25,500	指定管理	110,400	19,139,000	5,255,000		H 7		2.委託	H25から公園施設全体(ゴルフ場除く)を指定管理に移行済み。
2	1	小出公園	小	14,700	直営	222,066	1,901,000	7,394,000		S60		2.委託	H27までに指定管理を目指す。
3	1	なかよし中央公園	小	10,800	直営	1,200	170,000	231,000		H 5		2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
4	1	原児童公園	湯	1,100	地元委託	1,292	161,000	47,000		S57		2.委託	一部を除き、現行どおり地元への無償管理委託を継続する。
5	1	上ノ原児童公園	湯	2,100	地元委託	1,616	30,000	325,000	○	S59		2.委託	一部を除き、現行どおり地元への無償管理委託を継続する。H27までに借地解消を目指す。
6	1	願成寺児童公園	湯	1,100	地元委託	1,486	0	466,000	○	H 1		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。H27までに借地解消を目指す。
7	1	井口児童公園	湯	1,100	地元委託	1,041	0	0	○	S61		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。
8	1	大下児童公園	湯	1,100	地元委託	1,042	0	500,000		S62		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。
9	1	吉田児童公園	湯	1,100	地元委託	1,034	0	270,000	○	S63		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。H27までに借地解消を目指す。
10	2	宮柵二記念館前公園	堀	2,000	直営	6,000	0	26,000		H 8	宮柵二記念館と一体管理	1.直営	現行どおり直営管理を継続する。
11	2	上原コスモス園	広	6,200	指定管理	45,014	3,900,000	0		H 2		2.委託	指定管理を継続する。
12	2	道光高原緑地公園	広	2,900	指定管理	5,714		6,000	○	H 5		2.委託	指定管理を継続する。借地については特殊事情により当面継続する。
13	2	三ツ峰いこいの森公園	広	100	直営	38,328	0	0		H 5		1.直営	現行どおり直営管理を継続する。
14	2	羽川農村公園	広	500	地元委託	5,344	0	459,000	○	S57		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。H27までに借地解消を目指す。
15	2	長松農村公園	広	300	地元委託	1,268	0	0		S58		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。

No.	種別	施設名	所在旧町村名	年間延利用者数(H23)	管理形態	敷地面積(m ²)	H24予算額(円)		借地	建設年	特記事項	調整パターン	調整方針
							委託料	その他					
16	2	小平尾農村公園	広	900	地元委託	4,920	0	0		S58		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。
17	2	明田川記念公園	広	600	地元委託	1,056	0	0		H 7		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。
18	3	魚野川ふれあい公園	小	2,200	直営	11,918	365,000	451,000	○	H 5	河川占用	2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
19	3	魚野川桜づつみ	小	500	直営	32,104	410,000	65,000	○	H 5	河川占用	2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
20	3	広神ダム1号緑地公園	広	100	地元委託	6,900	170,000			H22	新潟県から管理受託	2.委託	現行どおり地元への管理委託を継続する。
21	3	広神ダム2号緑地公園	広	100	地元委託	15,100	100,000			H22	新潟県から管理受託	2.委託	現行どおり地元への管理委託を継続する。
22	3	破間川ダム公園	入	100	直営	15,150	400,000	1,000	○	S62	新潟県から管理受託	4.廃止	H25までに閉鎖に向けて県と管理協定の見直しを協議する。
23	3	ビハーラ佐梨川	小	1,100	直営	9,180	100,000	0	○	H 5	新潟県から管理受託	2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
24	3	吉田河川公園	湯	200	直営	7,200	0	0	○	H11	新潟県から管理受託	2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
25	3	四日町河川公園	小	300	地元委託	9,542	0	0	○	H13	新潟県から管理受託	2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。
26	3	蓑和田河川公園	湯	100	直営	8,780	0	0	○	H 7	新潟県から管理受託	4.廃止	閉鎖に向けて県と管理協定の見直しを協議する。(管理受託の解除を協議)
27	3	大白川ふれあい広場	入	100	直営	6,076	0	0	○	H 8	新潟県から管理受託	4.廃止	閉鎖に向けて県と管理協定の見直しを協議する。(管理受託の解除を協議)
28	3	魚野川水車小屋公園	堀	300	地元委託	810	50,000	25,000	○	H 7	国から管理受託	2.委託	現行どおり地元への管理委託を継続する。
29	3	舟方公園	堀	100	地元委託	1,150	50,000	45,000	○	H 5	新潟県から管理受託	2.委託	現行どおり地元への管理委託を継続する。
30	3	長屋河川公園	堀	100	地元委託	880	0	0	○		新潟県から管理受託	2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。

No.	種別	施設名	所在旧町村名	年間延利用者数(H23)	管理形態	敷地面積(m ²)	H24予算額(円)		借地	建設年	特記事項	調整パターン	調整方針
							委託料	その他					
31	3	向松川河川公園	守	100	地元委託	1,100	0	0	○			2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。
32	3	中子沢セイフティ公園	広	300	地元委託	8,118	140,000	10,000		H12		2.委託	現行どおり地元への管理委託を継続する。
33	3	三ツ又砂防公園	広	300	地元委託	3,927	140,000	0		H 2		2.委託	現行どおり地元への管理委託を継続する。
34	4	戸隠・溪流・歴史公園	広	4,100	指定管理	40,118	5,100,000	18,000		H 6		2.委託	指定管理を継続する。
35	4	北部ふれあい広場	小	4,500	直営	14,006	115,000	468,000		S62		2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
36	4	モニュメントパーク	小	200	直営	799	0	27,000	○	H 4	河川占用	2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
37	4	中ノ島ポケットパーク	小	200	直営	669	0	36,000	○	H 3	河川占用	2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
38	4	南部いきいき広場	小	200	直営	1,152	0	0		H 2		2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
39	4	市道大浦テレビ塔線沿線つつじ広場	小	100	地元委託	720	0	0				2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。
40	4	国道252号線ふれあい広場	堀	100	直営	420	0	0	○	H10	新潟県から管理受託	1.直営	現行どおり直営管理を継続する。
41	4	大石農村公園	堀	500	地元委託	1,314	0	0		H18		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。 処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
42	4	田戸農村公園	堀	900	地元委託	4,256	0	0		S59		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。 処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
43	4	根小屋農村公園	堀	2,500	地元委託	4,441	0	0	○	H 3		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。 処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
44	4	吉水多目的広場	堀	1,700	地元委託	883	0	0		H 8		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。 処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
45	4	田川多目的広場	堀	500	地元委託	2,556	0	0		H15		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。 処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。

No.	種別	施設名	所在旧町村名	年間延利用者数(H23)	管理形態	敷地面積(m ²)	H24予算額(円)		借地	建設年	特記事項	調整パターン	調整方針
							委託料	その他					
46	4	原農村アメニティ広場	堀	200	地元委託	1,077	0	0		H11		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
47	4	虫野農村公園	小	500	地元委託	1,596	0	0	○	H11		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
48	4	岡新田農村公園	小	100	地元委託	1,248	0	0		H11		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
49	4	竜海山農村公園	小	300	地元委託	8,882	0	0		H13		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
50	4	上原農村公園	小	600	地元委託	969	0	0	○	H12		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
51	4	大下多目的広場	湯	1,000	地元委託	1,636	0	0		H11		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
52	4	大下親水広場	湯	700	地元委託	892	0	0		H10		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
53	4	吉田多目的広場	湯	700	地元委託	714	0	0		H10		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
54	4	七日市農村公園	湯	1,700	地元委託	1,270	0	253,000	○	H 9		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
55	4	上折立山村広場	湯	200	地元委託	1,562	0	136,000	○	H 5		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
56	4	薬師農村公園	湯	900	地元委託	2,566	0	0		S56		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
57	4	下折立農村公園	湯	600	地元委託	2,010	0	0		S55		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
58	4	芋川農村公園	湯	300	地元委託	716	0	0	○	S55		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
59	4	芋川農村広場	湯	300	地元委託	9,262	0	0	○	H 9		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
60	4	大沢農村公園	湯	100	地元委託	1,598	0	0	○	S55		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。

No.	種別	施設名	所在旧町村名	年間延利用者数(H23)	管理形態	敷地面積(m ²)	H24予算額(円)		借地	建設年	特記事項	調整パターン	調整方針
							委託料	その他					
61	4	葎沢農村公園	湯	300	地元委託	402	0	0		S55		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
62	4	葎沢ふれあい広場	湯	1,400	地元委託	1,070	0	0		H10		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
63	4	折立ふれあいの郷	湯	1,400	指定管理	35,900	0	0		H18		2.委託	指定管理を継続する。
64	4	滝之又運動広場	広	500	地元委託	4,036	0	254,000	○			3.譲渡	地元への譲渡を協議し、不可能な場合は廃止を目指す。
65	4	中島ちびっ子広場	広	600	地元委託	1,205	0	269,000	○			4.廃止	H27までに用途廃止・借地返却を目指す。
66	4	中島新田ちびっ子広場	広	200	地元委託	331	0	70,000	○			4.廃止	H27までに用途廃止・借地返却を目指す。
67	4	宮原農村公園	守	1,500	地元委託	1,505	0	0		H 9		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
68	4	新下グラウンド	守	3,000	地元委託	945	0	0		H 2		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
69	4	須川グラウンド	守	300	地元委託	1,216	0	0		H 3		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
70	4	渋川グラウンド	守	400	地元委託	1,109	0	0		H 3		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
71	4	須原ゲートボールコート	守	400	地元委託	3,604	102,000	1,000		H 3		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
72	4	赤土・三洲沢グラウンド	守	2,300	地元委託	1,757	0	0		H 4		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
73	4	細野グラウンド	守	0	地元委託	918	0	0		H 2		4.廃止	H27までに用途廃止を目指す。
74	4	大倉沢グラウンド	守	600	地元委託	998	0	0		H 5		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
75	4	向松川広場	守	300	地元委託	848	0	0		H 6		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。

No.	種別	施設名	所在旧町村名	年間延利用者数(H23)	管理形態	敷地面積(m ²)	H24予算額(円)		借地	建設年	特記事項	調整パターン	調整方針
							委託料	その他					
76	4	東野名グラウンド	守	600	地元委託	750	0	0	○	H23		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
77	4	稲場広場	守	0	地元委託	269	0	0		H 6		4.廃止	H27までに用途廃止を目指す。
78	4	大栃山中児童遊園	入	400	地元委託	1,332	0	157,000	○			3.譲渡	地元への譲渡を協議し、不可能な場合は廃止を目指す。
79	4	大栃山運動広場	入	100	地元委託	1,206	0	173,000	○			3.譲渡	地元への譲渡を協議し、不可能な場合は廃止を目指す。
80	4	平野又ゲートボール場	入	300	地元委託	1,177	0	3,000		H16		2.委託	現行どおり地元への無償管理委託を継続する。処分可能な場合は地元への譲渡を協議する。
81	4	本町イベント広場	小	0	直営	844	0	92,000		H 5		2.委託	H27までに指定管理を目指す。
82	5	福山森林体験の家	守	1,900	直営	234,887	2,009,000	5,491,000		H10		2.委託	実施中の峠のふるさと広場等再整備事業により運営方法等再度検討する。
83	5	大平牧場公園	堀	0	直営	3,842	0	0		S25		4.廃止	H27までに用途廃止を目指す。
84	5	栃尾又温泉運動広場	湯	0	直営	7,470	0	0		S57		4.廃止	H27までに用途廃止・施設解体を目指す。
85	5	大湯温泉運動広場	湯	0	直営	5,028	0	0		S57		4.廃止	H27までに用途廃止・施設解体を目指す。
86	5	福山野営場	守	0	直営	22	0	0		S51 S54		4.廃止	H27までに用途廃止・施設解体を目指す。
87	5	サングリーンパークキャンプ場	入	0	直営	3,155	0	0	○	S59		4.廃止	H25年8月に施設を解体済み。
88	5	いわなふるさと公園管理棟	入	0	直営	30	0	0	○	S60		4.廃止	H27までに用途廃止・施設解体を目指す。
89	5	鏡ヶ池野外ステージ	入	0	指定管理	82	0	0	○	H 5	道の駅いりひろせと一体管理	2.委託	指定管理を継続する。
90	5	鷹待城址公園	入	500	指定管理	1,810	0	0		S60	道の駅いりひろせと一体管理	2.委託	指定管理を継続する。

No.	種別	施設名	所在旧町村名	年間延利用者数(H23)	管理形態	敷地面積(m ²)	H24予算額(円)		借地	建設年	特記事項	調整パターン	調整方針
							委託料	その他					
91	5	折立温泉運動広場	湯	100	指定管理	3,854	0	0		S58		2.委託	指定管理を継続する。
92	5	銀山平キャンプ場	湯	2,800	指定管理	19,632	0	56,000	○	S50		2.委託	指定管理を継続する。
93	5	銀山平森林公園	湯	13,100	指定管理	377,269	0	311,000		H12		2.委託	指定管理を継続する。
94	5	五味沢野外緑地広場	入	0	直営	2,048	0	0		H 3		4.廃止	H27までに用途廃止・施設解体を目指す。
95	5	大白川山ノ神トンネル出口休養棟	入	0	直営	55	0	0	○	S62		4.廃止	H27までに用途廃止・施設解体・借地返却を目指す。
96	5	越後ハーブ香園入広瀬	入	8,100	直営	51,604	1,790,000	8,610,000	○	H10		2.委託	H27までに指定管理を目指す。 借地解消の協議を進める。
97	5	八崎展望台	湯	0	直営	2,805	0	0		H 1		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
98	6	八幡宮公衆トイレ	堀	—	直営	50	119,000	126,000	○	H 8		1.直営	現行どおり直営管理を継続する。
99	6	宇賀地公衆トイレ	堀	—	直営	16	36,000	58,000	○	H16	新潟県から管理受託	2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
100	6	下島ゆりの道トイレ	堀	—	直営	23	192,000	66,000		H12	新潟県から管理受託	2.委託	H27までに地元での維持管理(委託)を目指し、協議する。
101	6	上条駅前公衆便所	守	—	直営	40	138,000	112,000	○	S54		1.直営	現行どおり直営管理を継続する。
102	6	大倉沢休憩所	守	—	直営	40	250,000	50,000			新潟県から管理受託	1.直営	現行どおり直営管理を継続する。
103	6	並柳公衆トイレ	広	—	直営	2	0	32,000	○	H11		4.廃止	平成25年7月に施設を解体済み。
104	6	下条休憩施設	広	—	直営	27	294,000	46,000		H 8		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
105	6	鷹ノ巣地区公衆便所	湯	—	直営	37	0	36,000	○	H 3	水害により使用不可	4.廃止	早急に用途廃止・施設解体を目指す。

No.	種別	施設名	所在旧町村名	年間延利用者数(H23)	管理形態	敷地面積(m ²)	H24予算額(円)		借地	建設年	特記事項	調整パターン	調整方針
							委託料	その他					
106	6	白光橋公衆便所	湯	—	直営	23		11,000	○	H18		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
107	6	銀山平駐車場公衆便所	湯	—	直営	41		127,000	○	H4		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
108	6	銀山平船着場公衆便所	湯	—	直営	174		210,000		H11		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
109	6	みみずく広場公衆便所	湯	—	直営	66	130,000		○	H17	新潟県から管理受託	2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
110	6	枝折峠公衆便所	湯	—	直営	30	830,000	3,000	○	H18		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
111	6	銀の道公衆便所	湯	—	直営	20		23,000	○	H15		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
112	6	荒沢岳登山口公衆便所	湯	—	直営	20	※106~114まで まとめて 2,000,000	70,000	○	H15		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
113	6	八崎駐車場公衆便所	湯	—	直営	63		386,000		H3		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
114	6	薬師公衆便所	湯	—	直営	43		※106~114まで まとめて 23,000		S60		2.委託	維持管理委託を目指し、委託先を検討する。
		合計					40,331,000	33,380,000					

種別(カテゴリ分け)

1. 都市公園(都市計画決定済み)
2. その他の都市公園
3. 河川・砂防公園
4. 地区の公園・広場
5. 観光公園・広場
6. 公衆便所

※【地元】

この表においては、「町内」「集落」「区」「コミュニティ協議会」などを指します。

調整パターン

1. 直営 - 市直営での維持管理(一部業務委託を含む)
2. 委託 - 指定管理、主要業務の管理委託及び地元への有償・無償管理委託
3. 譲渡 - 地元等への譲渡
4. 廃止 - 用途廃止及び施設解体

5 施設再編の進め方

町村合併の特例措置が失効する平成27年度までには、本計画に示した施設のあり方に基づきながら再編を進めることとし、効果的な配置を確立するとともに効率的な管理を実施することとします。

いずれの施設にあっても、利用者をはじめとした受益者・利害関係者が存在することから、施設の再編にあたっては関係者への説明責任を十分に果たしていかなくってはなりません。

特に、今後廃止を予定している施設については、地元における愛着や過去の建設背景・事情などを抱えていることも想定されることから、関係者や地元住民に対して丁寧に説明しながら、理解を求めていく必要があります。

また、地区住民に利用が限定されている施設の地元への譲渡に際しては、地縁団体としての登記について指導するなどの後方支援に努めるとともに、引渡しの条件について、事前に十分な協議をしておかなければなりません。

いずれにしても、本市の財政力や人口規模からみると、現状のまま施設を抱えることの負担は今後ますます重くなることが明らかであるため、施設再編に伴う整理・統合が避けて通れないことを多くの市民や関係者から理解いただけるよう、今後とも説明と対話に努めていくこととします。

6 施設再編後の施策展開

市内に存在するさまざまな種類の公園・広場等は、整備時には明確な目的を備えそれぞれの役割を担ってきたところですが、重複した機能をもつ施設が市内に増え過ぎたことや、過疎化・少子高齢化を背景とした利用者層の変化と受益者の減少により、施設が余剰していると言わざるを得ない状況にあります。

公園・広場等は、大型建築施設に比較して老朽化に伴う大規模修繕などの維持管理コストが安価であるとはいえ、敷地を借地としているところが多いほか、施設を維持していくためには敷地内の除草や建物の除雪などが必要となり、存続させるうえでの維持管理コストは将来的な財政負担を背負うことになってしまいます。

いずれにしても、施設整備を進めた当時とは、社会情勢、経済環境及び地域環境

が著しく変化していることから、前述の方策に基づいて再編を進めることとしますが、今が良ければいいということではなく、将来の子供たちや孫たちの時代にとって重荷にならないようにするという考えの下で、着実に再編を進めることとします。

そのうえで、自然環境都市宣言を行っている本市にとって、四方の山並みや清流、田園などの豊かな自然景観の保全と併せて、人工的に整備された公園・広場等についても自然環境と調和が図られるようにしなければなりません。そのためにも、選択と集中の考え方にに基づき、将来にわたって真に必要とされる施設について、それぞれの分野で知恵や力を出し合いながら適切に管理していくこととします。

特に、本市は、「尾瀬国立公園」や「越後三山只見国定公園」といった全国に誇れる自然公園を有していることから、こうした地域資源に係る情報発信を進めながら環境保護と観光施策の推進に努めるとともに、市の都市公園については「奥只見レクリエーション都市公園」との機能分担を図り、あわせて、小規模な公園・広場等については地区コミュニティの醸成に資するよう、それぞれの機能と規模に応じた利用の増進に取り組むこととします。

そして、市内の公園・広場等が、これからも憩いの場として愛されることを期待するとともに、他の資源と併せて魚沼市の魅力を引き上げるような活用方法についても、市民や利用者の声を聴きながら研究を重ねていくこととし、魚沼市の宝物の一つに数えられるような施設として次の世代に引き継いでいくこととします。



「魚沼市公園・広場等再編計画」

(平成 26 年 3 月策定)

〔編 集〕 **魚沼市企画政策課 まちづくり室**

〒946-8511 新潟県魚沼市大沢 213 番地 1

Tel 025-792-9752 Fax 025-793-1016

E-Mail chiiki@city.uonuma.niigata.jp

URL <http://www.city.uonuma.niigata.jp>